

部活動手当「現行 2,700 円」「26 年 4 月から 3,900 円」の誤りです。申し訳ありません。

兵高教組

2026年2月12日

調査情報 34号

青年部交渉、介助員部交渉での要求一部実現

部活動手当 UP、会計年度任用職員の休暇制度改善

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com



組合加入は↑

2025 年度の賃金権利の交渉の大半は、11 月 25 日に終えていますが、私たち高教組が「残課題」としているもののうち、青年部が要求してきた部活動手当が僅かですが改善されました。また、介助員部が求めていたいつかの無給の休暇制度が有給化されました。組合が無ければできなかつた改善です。

◎「部活動手当を業務実態に見合うように」

高教組青年部は、今年度の交渉での要求をあげたひとつに表題のものがありました。決して実態に見合う金額ではありませんが、一定の前進です。高教組青年部が要求し続けた成果です。

現行 : 2,700 円 → 26 年 4 月から : 3,900 円
(3 時間以上の要件は変わらず)

◎介助員、無給の特別休暇一部を有給化

- ・育児時間 (1 歳 6 ヶ月未満の子を育てる場合、1 日 30 分を短縮可能)
- ・短期介護休暇 (1 人に対して、年間 5 日間)
- ・骨髓ドナー休暇

介助員部は、介護休暇の有給化等を要求していました。一部とはいえ、無給であった上記の特別休暇を有給とさせることに成功し、会計年度任用職員全員を対象とした休暇制度の改善となりました。26 年 4 月より実施されます。

◎通勤手当に係る事務改善

事務職員の負担軽減のため、会計年度任用職員に対して以下の制度改廃が 26 年 4 月より実施されます。

- ・6 か月定期券の導入
- ・ポイント還元サービス (従来 ICOCA 等での利用で還元されたポイント分を通勤手当から差し引いていた制度) 制度廃止

◎僻地手当と地域手当の併給

僻地手当が支給されていた地域 (家島高校と千種高校、出石特別みかた校) には地域手当が支給されていませんでしたが、25 年 4 月に遡及して、両手当が支給されることとなりました。差額支給は 3 月 16 日。

家島高校 (=姫路市、地域手当 6.4 %)

千種高校 (地域手当 4.4 %)

みかた校 (地域手当 4.4 %)

例 家島高校

月例給 × 6.4 % × (12 ヶ月十一時金 4.65) = 差額支給
(12 月の差額支給を超える金額)

◎介助員への年休付与の誤りを訂正

介助員の所属する一部学校で、現行の会計年度任用職員制度導入の 5 年前より年休の計算方法に誤りがあったことが、介助員部の職場改善要求を続ける中で発覚しました。県教委からは、高教組・障教組・介助員部執行部に謝罪と、年休で対処できたところ取扱の誤りで欠勤扱いとなり賃金が減額された職員への返金を「未払い賃金」への返金として過去 3 年間に遡及するとの説明がありました。

しかし、高教組顧問弁護士の見解は異なり、賃金返還は、損害賠償請求權あるいは不当利得返還請求權に基づき、過去 5 年間分を年 3 % の遅延損害金を上乗せして支払うことが原則であるとして、以下の 2 点とともに、現在、県教委に交渉を求めています。

1. 誤りのあった学校での介助員の年休の繰り越しについて、遡及して今年度内に付与すること。
2. 今後、年次有給休暇の取得に関する方法に誤りが生じないよう、原因を明確に記載した通知等で介助員のいる学校の管理職へ通知等での周知徹底を約すること。

◎時間講師賃金 UP、35 週超過分を要求

賃金権利確定交渉の中で「執行部協議」とされた上記の件につき、高教組からは、「【総務省】会計年度任用職員制度事務処理マニュアル」(2025 年 8 月) を基に以下を要求しています。

1. 賃金 UP は、最賃引上げ分の引上げか、人事委員会勧告の平均 3.3 % 以上
2. 35 週分は、この後超えた人の分は支給すること (既に超えている人も該当)

とりわけ、「2」については、働かせているのに支給しないことは、コンプライアンス違反であると追及しています。

また、時間講師の新しい働き方のルールを守らない管理職を名前を挙げて知らせて欲しいと言われていますが、それは県教委の責務であることも加えています。

以上、現時点で高教組が公開できる県教委との交渉内容です。

黙っていても変わりません！ 不満のある教職員は組合加入で共に改善しましょう！